

2022年度 事業計画案

(2022年4月1日～2023年3月31日)

1. 理事会開催予定

本年度は、定款第29条2項の規定により通常理事会を2回開催することとし、同条3項により、必要に応じて臨時理事会を開催する。

2. 常務理事会開催予定

本年度は、定款細則第7条の規定により常務理事会を4回以上開催することとする。

3. 会員支援事業

協会に所属するメリットを感じられるよう、価値ある付帯サービスを新たに開発・提供し、会員価値を向上させる。また、会員から意見・要望を募る機会を設け、寄せられた要望等について検討を行い、サービスの実現を目指す。

3-1【総務委員会の取り組み】

- 総会の企画立案や理事会、常務理事会等の招集手続き、必要書類の作成依頼
- 共同購買事業の企画立案
- 視察研修の企画立案や懇親に関すること
- 定款の改定、規程類の整備、組織編成の検討
- その他会の運営及び財務に関すること
- 青年部の設立を検討し、業界の未来を担う人材を育成する

3-2【支部活性化委員会の取り組み】

- 支部長会議の開催
- 各支部からの情報収集
- 各地域のニーズに即した情報発信
- 支部会開催の支援
- 会員増強キャンペーンの実施

従事者研修や資格講習の受講者(社)が開催後3か月以内に入会した場合は入会金を免除にして各地で会員増強に取り組む。

3-3【認定委員会の取り組み】

- 優良事業者認定の申請書類の審査
- 制度の普及・促進
- サービス品質や技術レベルの向上に向けた環境整備
- ユーザーが安心して業務を発注できる環境を整える

4. 情報媒体活用事業【広報委員会】

- 優良事業者認定制度の普及と協会事業の広報についてホームページを活用する
- 全管協ニュースの企画立案、編集と校正作業
- 協会事業案内や広報資料の検討を行う

5. 研修・講習事業

①建築物排水管清掃作業従事者研修事業について

建築物衛生法における建築物排水管清掃業の登録要件として定められた研修として、下記の通り12回の研修を開催する。

| | 開催日 | 会場 | | 募集人員 |
|----|--------|-------|--------------|------|
| 1 | 4月13日 | (北海道) | 北海道自治労会館 | 80名 |
| 2 | 6月3日 | (東京①) | 機械振興会館 | 86名 |
| 3 | 6月23日 | (熊本) | くまもと森都心プラザ | 30名 |
| 4 | 7月12日 | (愛知) | 大成(株) 研修センター | 50名 |
| 5 | 7月21日 | (新潟) | 新潟ユニソンプラザ | 30名 |
| 6 | 8月24日 | (宮城) | 宮城県婦人会館 | 40名 |
| 7 | 9月 | (大阪①) | 大阪ビルメンテナンス協会 | 50名 |
| 8 | 11月15日 | (岡山) | 岡山国際交流センター | 40名 |
| 9 | 11月 | (福岡) | 福岡生活衛生食品会館 | 70名 |
| 10 | 12月 | (東京②) | 機械振興会館 | 86名 |
| 11 | 2月 | (大阪②) | 大阪ビルメンテナンス協会 | 50名 |
| 12 | 3月 | (神奈川) | かながわ労働プラザ | 60名 |

5-①-1 【技術委員会の取り組み】

○当協会の講師育成と講義の水準調整を図るため、講師講習会を東日本で開催する

5-①-2 【支部活性化委員会の取り組み】

○協会の取り組みを支部会員に普及して活性化を図る

②建築物排水管清掃技士資格講習事業について

当協会独自の資格である建築物排水管清掃技士の認定を目的とした座学と実技による講習および再講習を下記の通り開催する予定。

建築物排水管清掃技士資格講習の開催予定

| 開催地 | 担当支部 | 開催日 | 会場 |
|-----|--------------|--------------------|----------------|
| 北海道 | 北海道 | 4月11日～12日 | 北海道職業能力開発協会 |
| 神奈川 | 南関東 東京 | 5月12日～13日 | 横浜産業貿易センター |
| 福岡 | 九州 | 10月上旬(予定) | ポリテクセンター飯塚 |
| 大阪 | 近畿 中国・四国 | 10月20日～21日 (予定) | 東大阪人材開発センター |
| 埼玉 | 東北・北関東 東京 | 11月10日～11日 (予定) | 埼玉県立中央高等技術専門学校 |

建築物排水管清掃技士資格再講習

講習開催日

| オンライン (zoom) 講習開催日 | |
|-----------------------|--------|
| ① | 4月26日 |
| ② | 6月21日 |
| ③ | 10月27日 |
| ④ | 11月24日 |

受講対象者

| 開催地 | 講習開催日 (2016年) | 資格有効期限 (2022年) | 受講 対象者数 |
|-----|------------------|-------------------|------------|
| 北海道 | 4月14日～15日 | 5月31日 | 16名 |
| 神奈川 | 5月12日～12日 | 7月20日 | 36名 |
| 福岡 | 10月13日～14日 | 11月24日 | 20名 |
| 大阪 | 10月27日～28日 | 11月30日 | 31名 |
| 埼玉 | 11月17日～18日 | 12月24日 | 27名 |

5-②-1【技術委員会の取り組み】

- 実技講習を充実させるため、座学リモートの導入を検討する
- 検定制度への移行について検討を進める
- 優良事業者の外部へのPRを広報委員会と連携し進める
- 講習の見学会にマンション管理会社、ゼネコン、行政担当者などを招待して、業界としての取り組みをアピールするとともに地域会員への受注高への貢献をめざす

5-②-2【広報委員会の取り組み】

- 受講者を増やすため、会員企業や関連企業に受講を呼びかける活動を行う

6. 調査・研究事業【技術委員会】

- 第50回建築物環境衛生管理全国大会（主催：（公財）日本建築衛生管理教育センター）で、研究成果を発表する
- 設計会社、ゼネコン、大手マンションディベロッパー（含管理会社）に対して、管洗浄業者の取り組みと現状について周知し、見解と提案を示す
- 給排水設備研究会、ゼネコン、マンション管理会社等からの要請に応じて、掃除口設計指針等に関する知見を普及させる活動を継続する
- マンション管理業協会講習会を通じ、排水管清掃の重要性・必要性を周知させる
- 技術的な問い合わせへの対応
- 従事者研修で講師を務める行政担当者に管洗浄の重要性を告知していく
- 適正価格の推進
- 管洗浄に関する最新施工手順・最新技術情報他のPRをおこなう
- 厚生労働省に対し、法律に準じた排水管清掃の実施を求める
- メーカーとの意見交換の場を持ち、現場に即した製品づくりへの働きかけを行う

7. 対外的な活動

関係団体の会合等に出席して情報交換を行い、協会の意見を発信するほか、各種事業の協力および排水管の定期洗浄等について、官公庁への働きかけ等の啓蒙活動と相互協力を展開していくほか、関連他団体とも積極的に情報交流等を推進していくこととする。

【正・副理事長担当】

厚生労働省、(公財)日本建築衛生管理教育センター、(公社)全国ビルメンテナンス協会

【事業部担当】

給排水設備研究会、空気調和・衛生工学会、ディスプレイ生ごみ処理システム協会、マンション管理業協会